

○国立大学法人筑波大学法人文書開示規程

平成16年4月1日  
法人規程第9号

改正 平成16年法人規程第11号  
平成19年法人規程第46号  
平成20年法人規程第23号  
平成24年法人規程第5号  
平成25年法人規程第38号

国立大学法人筑波大学法人文書開示規程

(趣旨)

- 第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号。以下「基本規則」という。）第89条第2項の規定に基づき、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）の保有する情報のうち、法人文書の開示に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 法人の保有する法人文書の開示の取扱いについては、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）その他の法令等に別段の定めがあるもののほか、この法人規程の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この法人規程において「法人文書」とは、法人の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、法人の役員又は職員が組織的に用いるものとして、法人が保有しているものをいう。

(開示請求の手続)

- 第3条 法人文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）は、開示請求をする者の氏名、住所等及び法人文書の名称その他の開示請求に係る法人文書を特定するに足りる事項を記載した法人細則で定める書面（以下「開示請求書」という。）を法人に提出してしなければならない。
- 2 法人は、開示請求書の記載事項に形式上の不備があると認めるときは、開示を請求する者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。

(法人文書の開示義務)

- 第4条 法人は、開示請求があったときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該法人文書を開示しなければならない。
- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情

報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（情報公開法第2条第1項及び別表第1に掲げる法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 独立行政法人等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

イ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ウ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ  
キ 独立行政法人等又は地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の  
正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第5条 法人は、開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る法人文書に前条第1号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第6条 法人は、開示請求に係る法人文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該法人文書を開示することができる。

(法人文書の存否に関する情報)

第7条 開示請求に対し、当該開示請求に係る法人文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、法人は、当該法人文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第8条 法人は、開示請求に係る法人文書の全部又は一部を開示する決定をしたときは、開示請求者に対し、法人細則で定める書面により通知しなければならない。

2 法人は、開示請求に係る法人文書の全部を開示しないときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、法人細則で定める書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第9条 前条の決定等(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から30日以内に行なければならない。ただし、第3条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、法人は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、法人は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を法人細則で定める書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第10条 開示請求に係る法人文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、法人は、開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの法人文書については相当の期間内に開示決定等を行うものとする。この場合において、法人は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を法人細則で定める書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及び理由
- (2) 残りの法人文書について開示決定等をする期限

(事案の移送)

第11条 法人は、開示請求に係る法人文書が他の独立行政法人等により作成されたものであるときその他他の独立行政法人等において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の独立行政法人等と協議の上、当該他の独立行政法人等に対し、法人細則で定める書面により事案を移送することができる。この場合においては、法人は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を法人細則で定める書面により通知しなければならない。

(行政機関の長への事案の移送)

第12条 法人は、次に掲げる場合には、行政機関の長（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。）第3条に規定する行政機関の長をいう。以下この条において同じ。）と協議の上、当該行政機関の長に対し、法人細則で定める書面により事案を移送することができる。この場合において、法人は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を法人細則で定める書面により通知しなければならない。

- (1) 開示請求に係る法人文書に記録されている情報を公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあると認めるとき。
- (2) 開示請求に係る法人文書に記録されている情報を公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (3) 開示請求に係る法人文書が行政機関（行政機関情報公開法第2条第1項に規定する行政機関をいう。事項において同じ。）により作成されたものであるとき。
- (4) その他行政機関の長において行政機関情報公開法第10条第1項に規定する開示決定等を行うことにつき正当な理由があるとき。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第13条 開示請求に係る法人文書に国、独立行政法人等、地方公共団体及び開示請求者以外の者（以下この条、第17条及び第19条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、法人は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る法人文書の名称、開示請求の年月日等を法人細則で定める書面により通知して、法人細則で定める意見書を提出する機会を与えることができる。

2 法人は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る法人文書の名称、開示請求の年月日等を法人細則で定める書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている法人文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第4条第1号イ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている法人文書を第6条の規定により開示しようとするとき。

3 法人は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該法人文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、法人は、開示決定後直ちに、当該意見書(第16条及び第17条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を法人細則で定める書面により通知しなければならない。

#### (開示の実施)

第14条 法人文書の開示は、次のとおり行うものとする。

(1) 文書又は図画については閲覧又は写しの交付

(2) 電磁的記録については法人細則で定める方法

2 開示決定に基づき法人文書の開示を受ける者は、法人細則で定める書面により、法人に対し、その求める開示の実施の方法、開示の実施を希望する日等を申し出なければならない。

3 前項の規定による申出は、第8条第1項に規定する通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

4 開示決定に基づき法人文書の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から30日以内に限り、法人に対し、法人細則で定める書面により、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

#### (手数料)

第15条 開示請求をする者又は法人文書の開示を受ける者は、法人細則で定める開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない。

2 法人は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、法人細則で定めるところにより、前項の手数を減額し、又は免除することができる。

3 法人は、前2項の規定による定めを一般の閲覧に供するものとする。

#### (異議申立て及び情報公開審査会への諮問)

第16条 法人は、法人が行った開示決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による異議申立てがあったときは、当該法人文書に係る部局長等に意見を求めるとともに、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、法人細則で定める書面により内閣府に置か

れる情報公開審査会に諮問しなければならない。

- (1) 異議申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 決定で、異議申立てに係る開示決定等（開示請求に係る法人文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号において同じ。）を取り消し又は変更し、当該異議申立てに係る法人文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定についての反対意見書が提出されているときを除く。

（諮問した旨の通知）

第17条 法人は、前条の規定により諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を法人細則で定める書面により通知しなければならない。

- (1) 異議申立人及び参加人
- (2) 開示請求者（開示請求者が異議申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該異議申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が異議申立人又は参加人である場合を除く。）

（異議申立てに係る決定）

第18条 法人は、異議申立てに対する決定をしたときは、法人細則で定める書面により異議申立者に通知しなければならない。

（第三者からの異議申立てを棄却する場合等における手続）

第19条 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの異議申立てを却下し、又は棄却する決定
- (2) 異議申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る法人文書を開示する旨の決定（第三者である参加人が当該法人文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（情報提供）

第20条 法人は、独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律施行令（平成14年政令第199号。以下「政令」という。）で定めるところにより、その保有する次に掲げる情報であって政令で定めるものを記録した文書、図画又は電磁的記録を作成し、適時に提供するものとする。

- (1) 法人の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報
- (2) 法人の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報
- (3) 法人の出資又は拠出に係る法人その他の政令で定める法人に関する基礎的な情報

（法人文書の管理）

第21条 法人は、この法人規程の適正かつ円滑な運用に資するため、法人文書を適正に管理するものとする。

2 法人文書の管理については、国立大学法人筑波大学法人文書管理規程（平成17年法人規程

第1号。次条において「文書管理規程」という。)の定めるところによる。

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供)

第22条 法人は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、文書管理規程及び文書管理規程第10条に規定する法人文書ファイル管理簿(次条において「管理簿等」という。)を一般の閲覧に供するものとする。

(受付窓口)

第23条 法人文書の開示請求の受付を行う窓口を、次の課に設置する。

- (1) 総務部法務課
- (2) 病院総務部総務課
- (3) 東京キャンパス事務部学校支援課

2 前項の窓口は、前条の管理簿等を一般の閲覧に供するための閲覧所を兼ねるものとする。

(雑則)

第24条 この法人規程に定めるもののほか、法人文書の開示手続等については、法人細則で定める。

附 則

この法人規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平16.4.22法人規程11号)

この法人規程は、平成16年4月22日から施行する。

附 則(平19.8.31法人規程46号)

この法人規程は、平成19年9月1日から施行する。

附 則(平20.3.27法人規程23号)

この法人規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平24.3.29法人規程5号)

この法人規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平25.3.19法人規程38号)

この法人規程は、平成25年4月1日から施行する。